

質問・回答（福岡県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業）

① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの

質問	回答
物品のリースは対象になるか。	補助対象外です。
外国人介護職員の範囲は？	在留資格の種類にかかわらず対象となります。
自転車購入費用は補助の対象となるか。	受入れ（予定）介護施設等が自転車を購入した場合に補助対象となります。外国人介護職員が購入した自転車は補助の対象となりません。また、ロードバイク等の嗜好性が高いものは補助対象となりません。介護施設等は外国人介護職員に対して、自転車保険への加入や法令遵守の指導等を適切に行ってください。
電動自転車は補助の対象となるか。 また、組立費やヘルメット等の付随費用は補助の対象となるか。	移動範囲が広い、坂が多い等の理由により、電動自転車の方が利便性が高い場合は、電動自転車も補助対象となります。 また、自転車の購入の付随経費については以下のとおりですが、見積書や領収書等で金額の内訳がわかるようにしてください。 補助対象：組立費、防犯登録費用、ヘルメット 補助対象外：別売りの鍵、自転車保険、予備の部品
電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫を購入した際の送料、工事費等の付随費用は補助の対象となるか。	補助対象となります。付随費用について、見積書や領収書等で金額の内訳がわかるようにしてください。 ただし、家電保険、予備の部品は付随費用に含まれませんので補助対象となりません。
テレビやエアコンの購入は補助の対象となるか。	補助対象外です。家電は電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫のみが補助対象となります。
自転車・電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫の買い替えは補助の対象となるか。	耐用年数の経過、故障等により買い替えが必要となった場合は、補助対象となります。
電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫の修理費は補助の対象となるか。	補助対象外です。
外国人介護職員が購入した電子レンジ・洗濯機・冷蔵庫は補助の対象となるか。	補助対象外です。受入れ（予定）介護施設等が購入・負担したものが補助対象となります。

質問・回答（福岡県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業）

質問	回答
物品の購入を3月までに行ったが、物品の設置又は支払いが翌年度の4月以降となるものは対象となるのか。	補助対象外です。
振込手数料や支払手数料は補助対象となるか。	補助対象外です。
前年度の3月分の家賃を4月に支払ったが、前年度分の家賃は補助対象となるのか。	補助対象外です。
申請者が借り上げている住居の場合、補助の対象となるのか。	補助対象となります。その場合は実績報告時に以下の書類を提出してください。 ・申請者と貸主との賃貸借契約書 ・毎月の支払明細書（銀行の振込明細など支払ったことがわかるもの） ・対象の外国人が、家賃の一部を負担していることがわかる書類（全て申請者が支払っている場合は、不要）
補助金交付決定を受けた後に、申請内容から取組を変更することは可能か。	取組内容の変更は基本的に受け付けておりません。ただし、やむを得ず変更する必要がある場合は、介護人材確保対策室までご連絡ください。
法人内で複数事業所を経営している場合、ある事業所で複数年雇用した後、再度別事業所にて雇用契約を結ぶ場合は、補助の対象となるのか。	補助対象外です。

② 受入れ養成施設を対象としたもの

質問	回答
留学生に対する日本語学習の課外授業や個別指導を実施した場合は補助対象となるか	当該事業は教員の質の向上を行う取組が補助対象となりますので、留学生を対象とした取組を行う場合は「福岡県外国人留学生等の参入促進事業」の活用をご検討ください。